

静岡地方最低賃金審議会

第 381 回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 4 年 8 月 3 日 (水) 午後 2 時 30 分 ~ 午後 3 時 33 分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室

3 出席者

【委員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、本庄委員、柳川委員
労働者代表委員 圓城寺委員、坂部委員、佐々木委員、松浦委員、丸山委員
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、田中委員、松岡委員
【事務局】静岡労働局 石丸労働局長、稲毛労働基準部長、横山賃金室長、
太田賃金指導官、寄田専門監督官、佐藤監督課長補佐

4 議 事

- (1) 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づく関係労使の意見聴取について
- (3) 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について (諮問)
- (4) その他

5 配付資料

- | | |
|---------|---|
| 資料番号 1 | 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申) |
| 資料番号 2 | 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配付資料 |
| 資料番号 3 | 静岡県の企業短期経済観測調査結果 (2022 年 6 月調査) |
| 資料番号 4 | 最近の静岡県金融経済の動向 (2022 年 7 月) |
| 資料番号 5 | 令和 4 年春季賃上げ要求・妥結確報 (最終報告) |
| 資料番号 6 | 静岡県企業倒産集計 2022 年上半期報 |
| 資料番号 7 | 静岡県内の最近の雇用情勢 (令和 4 年 6 月分) |
| 資料番号 8 | 静岡県労働組合共闘会議・静岡県中部地区労働組合会議
・静岡県ユニオンネットワークからの要請書 (写) |
| 資料番号 9 | 最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労使の意見提出状況 |
| 資料番号 10 | 令和 4 年度特定最低賃金改正等申出一覧表 |

資料番号 11 静岡県最低賃金専門部会委員名簿

資料番号 12 「静岡県最低賃金」の改正審議日程

6 議事内容

事務局（太田賃金指導官）

ただいまより、第 381 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

冒頭、お集まりの皆様にお願いがございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、会場内においてはマスクの着用にご協力ください。

本会議は公開となっており、本日 4 名の傍聴人の方がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

報道の方にお願いたします。カメラ撮りにつきましては、恐れ入りますが本日は頭撮りのみとさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いたします。頭撮りはよろしいでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は使用者側の藤田委員が欠席されておりますが、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名の、計 14 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、委員の 3 分の 2 以上、又は、公益・労働者・使用者それぞれの代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

本日の議事に先立ちまして、静岡労働局長より御挨拶させていただきます。

石丸労働局長

静岡労働局長、石丸です。委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

前回、7 月 1 日に開催された審議会において、静岡県最低賃金の改正について諮問するとともに、その後の審議日程をお示したところです。その際、先週後半までには中央から目安が示されるという前提のもと、7 月 29 日（金）に本審を開催して目安伝達を行わせていただく形で全体のスケジュール案をお示したところです。しかしながら、御案内のとおり、中賃において、慎重かつ丁寧な審議が行われ、その結果、目安が示される日程が今週にずれ込んだため、急遽、全体のスケジュールを再調整させていただいたところです。調整後のスケジュールについては、あらためて本日の審議会の資料としてお示しているところですが、各委員の皆様には急遽の日程調整により多大なる御迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げるとともに、日程調整に御協力いただきましたこと、深く感謝申し上げます。

本日以降、タイトな日程で本格的な審議に入っていきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（太田賃金指導官）

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

皆様、本日から何卒よろしくお願ひいたします。只今のお話にもありましたように、中央最低賃金審議会の目安が出され、本審議会の開催に目安の提示が間に合ひまして、本当に喜ばしく存じます。この中賃の答申を踏まえながら、是非、意見の一致を目指して議論を進めていただき存じますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事 1 の令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入りたいと思います。

8 月 2 日に開催された、中央最低賃金審議会において答申がありました、令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局からその内容を報告してください。

事務局（横山賃金室長）

それでは、中央最低賃金審議会から示されました、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についてお伝えいたします。少し長くなりますが、御容赦願ひます。

お手元の資料、「資料番号 1」令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）を御覧ください。この答申文の標題のところから読み上げさせていただきます。

答申文読み上げ（全文）

以上が、答申文です。別紙 1 の公益委員見解についても読み上げさせていただきます。

公益委員見解読み上げ（P3～P4 全文）

以上が、「公益委員見解」でございます。

本年は目安の検討にあたり特に重視した資料が、答申文に参考資料として、右下 7 ページ以降にある通り、添付されております。なお、「資料番号 2」に中央最低賃金審議会目安に関する小委員での配布された資料を入れさせていただきましたので、御参照ください。こちらは、小委員会が進むにつれて更新されたデータについては、最新のデータに差し替えてあります。向きの違う PDF 資料に自動ページ付与したところ、ページの振られている場所が右下に右上になったりしてしまっていて、見にくくなってはおりますがお許しいただければと思っております。

答申において特に重視した資料について少し御説明させていただきます。右下 8 ページに、30 人未満の企業の賃金改定状況について調査した、令和 4 年度の賃金改定状況調査結果の内、第 4 表を御覧ください。静岡が入っております B ランクの賃金上昇率は 1.3% と前年の 0.1% から 1.2 ポイント上がっております。これは昨年の最低賃金引き上げが

影響していると思われます。この第4表に関連し、9ページの第4票 があります。これは小委員会委員からの追加要望により提出された資料で、これは、先ほどの第4表の集計対象労働者の内、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍した労働者を対象とした賃金の改定状況を示した表になっています。Bランクの賃金上昇率は2.0%となっております。

物価を反映した資料として、7ページに消費者物価指数に関する資料があります。7ページの上の方に指標の言葉の説明がありますがけれども、全国的な推移としては、7ページの下の方の表となります。静岡の数値は、資料番号2小委員会資料として配布された、主要統計資料43ページ「消費者物価指数等の推移」を御覧いただくと、静岡市の消費者物価指数の「総合から持ち家の帰属家賃を除いた」指数で、6月は2.6%となっております。

消費者物価について、もうひとつ注目された基礎的支出の状況は、右下11ページに示されております。

右下17ページからは、答申文の「別紙2」、令和4年8月1日付けの「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」でございますが、時間の関係もあり、読み上げは省略させていただきますが、「労働者側見解」、「使用者側見解」、「意見の不一致」、「公益委員見解及びその取扱い」等について記述されております。

今回、中賃での目安の答申が遅れたことも含め、付け加えさせていただきます。目安小委員会報告の、「3使用者側見解」の中にありますが、「地方における昨年度の答申に対する不信・不満を払拭できるよう、地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたい、目安額とそれを導き出すロジックについて、地方最低賃金審議会の委員や、目安額を報道で知ることとなる労働者・企業が納得できるものを示すことが求められると訴えた」とあります。こうした思いを、公・労・使の各委員が共有し、十分に審議を尽くした上で、公益委員の見解を目安として決定されたものであることを御理解願いたいと思います。

以上が、中央最低賃金審議会における「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する答申」、並びに「公益委員見解」、「小委員会報告」でございます。

併せて、配布いたしました資料について、簡単に説明させていただきます。資料2は先ほど小委員会の資料ということで御紹介させていただきました。

資料番号3、日本銀行静岡支店が、7月1日に公表した、静岡県の企業短期経済観測調査結果(2022年6月調査)です。前回の審議会の資料として、4月1日に公表されたものを入れさせていただきましたが、最新の「日銀短観」の6月調査結果でございます。6月の全産業の数値を見ますと、全産業と製造業が、3月調査時より、悪化しており、非製造業は良くなっています。全国に比べ、静岡は、今回も、少しマイナスとなっております。事業規模別の状況を見ますと、大企業と中堅企業は横ばい、中小企業は悪化しています。仕入れ価格、販売価格とも上がっています。

続いて、資料番号4、7月25日に日本銀行静岡支店が発表した「最近の静岡県金融経済の動向」でございます。概況欄を見ますと、「県内の景気は、新型コロナウイルス感染症や供給制限の影響を受けつつも、基調としては持ち直している。この間、22年6月の短

観を見ると企業業況感は製造業を中心に幾分悪化している。」として、概況の早見表では、全体判断以下7つの項目で判断は横ばい、雇用・所得は改善となっております。

続きまして、資料番号5、7月5日に公表された「令和4年春季賃上げ要求・妥結確報」です。6月24日現在の最終結果となっております。こちらも前回の審議会で速報を出しましたが、これが確報となります。表の最下段に本年度の妥結状況、次ページに妥結結果の推移が記載されております。本年は、平均妥結額が6,278円で、昨年より1,437円プラス、賃上げ率は2.1パーセントで対昨年度0.46ポイントプラスとなっており、ここ10年で額、上げ幅共に最大でした。

続きまして、資料番号6、帝国データバンク様より資料をいただきました、静岡支店が公表した2022年上半年期を対象とした「静岡県企業倒産集計」でございます。倒産件数は、前期比13.7パーセントの減少、前年同期比23.4パーセントの減少となっております。なお、本資料につきましては、帝国データバンク様から、本審議会内での資料としての使用のみ許可されたものでしたので、本審議会の議事についてHPに公開する際には、非公開する扱いとさせていただきます。

続きまして、資料番号7、7月29日に公表した、「静岡県内の最近の雇用情勢（令和4年6月分）」を御覧ください。静岡労働局が、県内各安定所における求人、求職の状況等を取りまとめた、6月の県内の雇用情勢でございます。県内の6月の雇用情勢の概況は、「改善しているが、原材料やエネルギー価格の高騰などが雇用に与える影響に注意する必要がある。」とされております。有効求人倍率は1.31倍、17か月連続で1倍台が続いております。最後のページには、有効求人倍率をはじめ、各項目の概要について、「今月の注目ポイント」としてまとめがございますので、御参照ください。宿泊業、飲食サービス業や卸小売業でも前年同月比で新規求人が増えているようです。

資料番号8、前回の審議会で御案内させていただきました、6月28日に要請を受け、7月4日に正式書面の提出がありました、静岡県労働組合共闘会議、静岡県中部地区労働組合会議、静岡県ユニオンネットワークからの要請書です。内容は、前日も説明させていただきましたが、最低賃金の決定方式の改定、全国一律の最低賃金制度の実現、中小企業の政府支援策の拡充、地方最低賃金審議会の公開、地方最低賃金審議会委員の選考基準に関して、労働局長の見解を求める要請を受けました。当審議会に関係する意見ございましたので御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

公益代表委員（畑会長）

詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございました。

これまでの資料の説明で何か御質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、中央最低賃金審議会の審議の状況等を十分に確認していただくとともに、静岡地方最低賃金審議会においても、今回の目安を踏まえ今後の審議をしていくことになり

ますので、専門部会委員をはじめとする各委員の皆様の御協力をよろしく申し上げます。

続いて、「議事 2」に移ります。静岡県最低賃金の改正について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ、意見が提出されたということですので、事務局より報告してください。

事務局（太田賃金指導官）

それでは報告いたします。

最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づきまして、令和 4 年 7 月 1 日に、静岡県最低賃金の改正決定について関係労使の意見聴取の公示をおこないました。その結果、7 月 22 日までに、使用者側として 1 名の個人と、労働者側として 14 の団体から意見が提出されました。資料番号 9 に提出日付順の意見提出状況と提出された意見書の写しを添付してあります。なお、意見を提出した個人につきましては、意見提出者本人の希望と、個人ということも踏まえまして個人を特定できる情報と、また、一部職業紹介事業者の名称を伏せて添付いたしております。委員の皆様にはぜひ目を通していただきたいと思います。15 件すべてを紹介するには時間を要しますので、この場では意見の要旨についてのみ御説明申し上げます。

まず、使用者個人から寄せられた意見要旨についてです。この使用者は、高齢労働者等労働能率が最低賃金に見合わないものがあり、最低賃金適用の範囲を検討されたい。という意見を述べており、その理由として、高齢労働者を臨時で雇い入れて使用した際、結果的に使用者本人ら他の者がやり直す羽目になった経験からそのような意見を述べております。

次に、労働者側関係団体から寄せられた意見です。産業ごと、または職種ごとに、さらには業種職種に拘わらず低廉な賃金で働く労働者の現状を述べつつ最低賃金改定に関する意見を述べるものがほとんどでした。14 件の意見の中には共通する事項が多く、まとめて要旨を報告させていただきます。

一点目ですが、最低賃金額を上げること、その金額については 1,500 円以上とすること、一部意見としては 1,000 円以上とすることという意見が提出されました。その理由としては、静岡県最低賃金 913 円で法定労働時間程度の所定労働時間働いたとした場合、年収は 200 万円に届かず、ワーキングプアといわれる層となること。ウクライナ危機や円安の影響により電気・ガス、食品その他生活に必要なものの価格が上昇していること。また、令和 4 年 4 月の消費者物価指数は対前年比 2.5% 増、総務省家計調査によれば、基礎的支出のみに絞った場合対前年比 4.75% 増であり、これを超えない賃上げは実質賃上げにならないこと。独自試算による最低の生計費は 25 歳単身男性で月額 24 万 6659 円であり時間額換算で 1,419 円となったこと。

次に二点目として、全国一律の最低賃金とすること、または、愛知県、神奈川県との格差を埋めるべく最低賃金額を定めること。という意見がありました。理由については隣県との差により労働力流出が起きていること。生計費は地域間の差はほとんどみられ

ないこと。ということでした。

最後に三点目ですが、最低賃金引上げと合わせ、中小零細企業への支援を行うこと、また最低賃金引上げの影響でいわゆる下請に対してのみ費用転嫁が行われないよう指導すること。という意見です。物価高の影響は中小零細企業の経営も圧迫していることを理由として挙げています。

今回提出された意見の要旨は以上のとおりです。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。今の報告について委員の皆様から何か御意見等ございますか。毎年、こうした貴重な御意見をいただき、私共も真摯にこれらを読んで、検討させていただいた上で議論に臨んでおります。金額審議の中でこれらの御意見について触れることもあろうかと思えます。その都度各委員の御意見等を伺っていきたく思いますので、よろしくをお願いします。

次に「議事3」の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。申出の状況等を事務局から説明してください。

事務局（横山賃金室長）

特定最低賃金改正決定の必要性についての資料でございますが、資料番号10を御覧ください。現在、静岡県においては、いわゆる埋没したものを含め6件の特定最低賃金が設定されております。このうち、4件の業種について、特定最低賃金の改正の申し出がありました。表の上側の項目名の左から2番目「件名」とありますのは、申し出があった特定最低賃金の「件名」でございます。件名の下に「適用される業種の範囲」を示しています。例えば一番上、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金であれば「E19(192・199除く)、それと、L7282」という表示になっておりますが、日本標準産業分類の表記で示してあります。

申し出ケースのところにありますように、4件の申し出のうち、「鉄鋼、非鉄金属」が「公正競争ケース」となっておりますが、それ以外の産別については、「労働協約ケース」の申し出となっております。

各産業に属する労働者全体の数は、表の右側から5列目で、適用対象労働者数に右側2列目の適用除外労働者数を加えたものとなります。「公正競争ケース」では、「改定の申出に合意した労働者数」を表示しており、「労働協約ケース」の場合には「賃金の最低額を定める労働協約の適用を受ける労働者の数」を表示しております。その右隣の欄「b/a」は、bをaで割ってパーセント表示したものです。これらの一覧表にあります4件とも、特定最低賃金について改正の申出の要件である「3分の1以上」を満たしていただきましたので、申し出を受理いたしました。

以上のとおり、それぞれの要件を満たした適切な申し出でございましたので、本日、法令の規定に従い改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

ただ今の内容について何か御質問ございますか。

労働者代表委員（丸山委員）

後ほど資料確認の上、訂正していただきたい部分がございます。上から2番目の鉄鋼・非鉄の部分で、申出者が今回変更になっています。申出は白戸というもので提出しているため、前回の申出者の名前となっていると思いますので、訂正したものをお出しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局（横山賃金室長）

申し訳ございませんでした。

公益代表委員（畑会長）

よろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。

使用者代表委員（鈴木委員）

必要性の意見はいつ言えばいいですか。

事務局（横山賃金室長）

後ほどお願いします。

公益代表委員（畑会長）

そのほかございますでしょうか。

それでは、諮問をお願いいたします。

諮問文を会長に手渡す。

各委員、傍聴人に写しを配布（補佐、寄田専門官）

いきわたりましたでしょうか。

それでは、事務局の方で諮問文を読み上げてください。

事務局（太田賃金指導官）

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

静労発基 0803 第 1 号 令和 4 年 8 月 3 日

静岡地方最低賃金審議会会長 畑隆殿

静岡労働局長 石丸哲治

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 1 日付けをもって、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

1 静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金

2 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

3 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金

4 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

以上です。

公益代表委員（畑会長）

それでは、ただ今、局長より諮問文をいただきましたので、今後、改正決定の必要性の有無についての審議に入っていくこととなります。まず、労使双方から、今回の申し出についての基本的なお考え等をお聞きしたいと思います。

まず、労側からお願いします。

労働者代表委員（松浦委員）

今回、4 つの産別について、従来通り、産別の優位性をもってして、審議をしていただきたいという申出をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございます。そのほか、労側で何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に使側からお願いします。

使用者代表委員（鈴木委員）

4 業種からの申出とのことですが、一番上のタイヤ・チューブ、ゴムベルトの現状の特定最賃は、915 円です。今の段階では、地賃より 2 円上で、ほぼ張り付いている状態です。地賃がこれからどれくらい上がるかわかりませんが、この業界の位置づけ、対象労働者数等、勘案しますと若干どうなのかと思っています。前回も同様の意見を申し上げていると思います。この業種につきましては、今回は取り上げないということにさせていただきたい

と思います。

他の3業種につきましては、必要性ありで、審議をさせていただきたいと考えております。

公益代表委員（畑会長）

ただ今お伺いしたところ、タイヤ・チューブの必要性について、労使の見解が一致していない状況だと思います。どうすべきか、ということになりますが、ひとまず事務局のほうから、特定最低賃金の必要性について、また、一致しない場合に経るべきプロセスについて、説明していただけますか。

事務局（太田賃金指導官）

特定最低賃金の必要性ですが、現在議論いただいておりますのは金額改正の必要性のありなしということでございます。最低賃金法第16条は、特定最低賃金の額は地域別最低賃金の額を上回るものでなければならない、と規定しておりますので、改正の必要性がありとなった上は、これからの審議の中で定められる静岡県最低賃金よりも1円でも上回る額に改正することの必要があるという決定をするということとなります。

労使一致しない場合のプロセスですが、該当業種だけが一致しないという場合、小委員会を設けてその業種の必要性について別途審議するという方法が考えられます。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございます。

今の説明について何か質問や意見などはございますか。

労働者代表委員（松浦委員）

事務局のお話を聞いて、その通りだと思います。確かにこの場で4業種、4産別でのお願いをしておりますが、審議会になれば、それぞれ個別の取り扱いになります。使側の皆さんがおっしゃる通り、ゴムの優位性は2円ということで、地賃の目安を考えると、どうしていくかという意見は当然あると思います。おっしゃるとおりだと思います。

使用者代表委員（鈴木委員）

知識不足ですみません。この業種の他県の状況はどのようになっていますか。埋没しているかということですが。

事務局（稲毛労働基準部長）

今お話のありました、タイヤ・チューブ・ゴムベルト等の特定最賃につきましては、静岡県が唯一定めておりまして、全国的に見ましても、同様の特定最賃が定められている例は、ほかの都道府県ではございません。

公益代表委員（畑会長）

他には御意見いかがでしょうか。

ただいま委員の方々より御意見や御質問をいただきましたが、やはり特定最低賃金の必要性の検討は、該当する業種独自の視点が必要となりますから、「タイヤ・チューブ最低賃金」について小委員会を開催し、労使のイニシアチブのもと、必要性について審議することが適当と思われま

す。皆様、いかがでしょうか

各委員承認

ありがとうございます。では、あらためて、「静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金」の改正の必要性について審議するため、「静岡地方最低賃金審議会運営規程」第3条に基づき、小委員会を開催することとします。

次回第382回本審において委員を指名する議決をしますので、労使各側は、それまでに小委員会委員の推薦をお願いします。なお、特定最低賃金は労使のイニシアチブにより設定されるものですから、より実質的な審議とするため、労使双方とも、この特定最低賃金関連業種の関係者を委員に推薦するよう配慮してください。

事務局は、小委員会の運営関係について説明してください。

事務局（太田賃金指導官）

それでは小委員会委員の推薦手続について御説明いたします。

小委員会の委員は、静岡地方最低賃金審議会運営規程に基づき会長が指名することとされていますので、労使双方におかれましては、次回本審開催日前日までに被推薦者を事務局あて御報告ください。

なお、本審委員以外の方を推薦される場合は、推薦書と被推薦者の内諾書を御提出くださるようお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

よろしいでしょうか。

それでは最後、議事4です。事務局、何かありますでしょうか。

事務局（太田賃金指導官）

はい、2点ございます。1点目は今後の審議日程についてです。会議冒頭、静岡労働局長より御挨拶申し上げた通り、本日の第381回本審も含め、全体的に日程が変更となってしまうまい。改めて委員の皆様にはお詫び申し上げます。

資料番号12、静岡県最低賃金の改正審議日程（修正）（案）を御覧ください。委員の皆様

様の御協力のもと修正した日程となっております。改めて、この審議の中でお決めいただきたいと思っております。

公益代表委員（畑会長）

御意見ありますか。よろしいですね。

大幅な変更となりましたので、事務局より念のため説明をしてください。

事務局（太田賃金指導官）

では確認させていただきます。

本審、専門部会合わせ、日程順に説明させていただきます。

ただいま開催されております第381回本審終了後、第1回専門部会を、ここ4階共用大会議室で開催いたします。

続いて第2回専門部会ですが、令和4年8月4日午後2時30分より、やはりここ4階共用大会議室で開催いたします。

に第3回専門部会、令和4年8月5日午前10時より、ここ4階共用大会議室で開催いたします。

第4回専門部会、こちらは予備日程ですが、令和4年8月9日、火曜日になりますが、午前9時15分より、静岡県産業経済会館3階にございます、特別会議室で開催となります。会場が外部となりますので御留意いただければと存じます。

そして第382回本審、静岡県最低賃金改正の答申が想定される本審ですが、令和4年8月9日午前10時、静岡県産業経済会館3階特別会議室にて開催を予定しています。

次に、小委員会です。

委員の都合によりますが、現在、令和4年8月23日午前10時より、こちら、静岡地方合同庁舎4階共用大会議室において開催予定とさせていただいております。

最後に第383回本審、こちらは異議審が行われるものとなりますが、令和4年8月25日午前10時より、こちら静岡地方合同庁舎4階共用大会議室で開催する方向で調整いたします。

日程については以上です。

次いで、専門部会委員についてお伝えいたします。

資料番号11のとおり、令和4年7月29日付け専門部会委員を任命させていただいております。先ほど御案内のとおりこの本審終了後、第1回専門部会を開催いたしますので、専門部会委員のみなさま、どうぞよろしく願いいたします

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

皆さん、ほかに何かありますかでしょうか。

それでは、本審議会はこれで終了いたします。お疲れさまでした。